

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－ 9
- 2 案件名 戸籍・戸籍附票システム等標準化対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日から 令和 8 年（2026 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方
住所：大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 17 号
社名：富士フイルムシステムサービス株式会社
公共事業本部 関西支店

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

「デジタル・ガバメント実行計画の概要（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）」により、自治体の特定業務システムを標準化することが法制化された。本市においても令和 7 年度末までに国の方針に従い、国が規定する戸籍システム標準仕様書、戸籍附票システム標準仕様書、火葬等許可事務システム標準仕様書、及び人口動態標準仕様書に準拠したシステムを導入する必要がある。

期限までに標準仕様に準拠した環境構築およびシステム移行を行う必要があり、加えて標準化対象業務は現行の運用にも影響を与え、市民生活に直結するものであることから、影響を最小限にとどめながら、正確かつ円滑な標準化を達成することが必要不可欠である。

令和 5 年 8 月に情報政策課が実施した簡易 R F I の結果、各事業者とも R F P は既存導入自治体の導入業務システムのみ参加すると回答しているため、ベンダーの切替は非常に困難である。

これらを踏まえ、現行運用事業者である上記事業者を契約相手方として指名するものである。

7 問合わせ先

課名：窓口サービス課 内線：2682

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－ 2 0
- 2 案件名 戸籍情報システムにおける振り仮名機能追加改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内及び乙の指定する事業所内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 1 7 号
社名： 富士フイルムシステムサービス株式会社
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本契約の対象となる戸籍システムのソフトウェアは、富士フイルムシステムサービス社製であるため、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
- 7 問合わせ先
課名： 窓口サービス課 内線： 2 4 7 2

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－ 2 1
- 2 案件名 戸籍情報システムにおける振り仮名通知機能追加改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内及び乙の指定する事業所内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 1 7 号
社名： 富士フイルムシステムサービス株式会社
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本契約の対象となる戸籍システムのソフトウェアは、富士フイルムシステムサービス社製であるため、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線： 2 4 7 2

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 6 宝窓委－ 2 2
- 2 案件名 戸籍附票システムにおける振り仮名機能追加改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内及び乙の指定する事業所内
- 4 契約期間 契約日 から 令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 3 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所： 大阪府大阪市西区土佐堀 2 丁目 2 番 1 7 号
社名： 富士フイルムシステムサービス株式会社
公共事業本部 関西支店
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
本契約の対象となる戸籍システムのソフトウェアは、富士フイルムシステムサービス社製であるため、同システムの著作権を保有する上記相手方以外では対応できないため。
- 7 問合わせ先
課名： 窓口サービス課 内線： 2 4 7 2

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 国保委－２０
- 2 案件名 国保事務処理標準システム副本登録開始対応に伴う改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和６年（２０２４年）９月３０日
- 5 契約相手方
住所： 大阪市北区堂島浜一丁目２番１号
社名： 株式会社日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項 第２号該当

宝塚市契約規則 第２０条第１項 ただし書 該当

(指定理由)
当委託は、現在稼働中の日立システムズ製パッケージ「ADWORLD」内の市町村事務処理標準システム（国保システム）を改修するものであり、日立システムズが「ADWORLD」の著作権を有しているため、改修は同社しか実施できません。
従いまして、上記業者と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名： 国民健康保険課 内線： ２４９６

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 GS06-02
- 2 案件名 宝塚市業務改革支援業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約の日から
令和7年(2025年)3月31日(月)まで
- 5 契約相手方
住所： 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
社名： デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本業務の目的は、経営改革の推進に資する業務改善のさらなる取組を推進することである。

そのため、令和元年度に当該事業者と共同研究を開始してから、昨年度に至るまで、本市の実態に即したBPRやRPA等の導入および技術的支援のほか、必要な研修やワークショップ等を実施、展開してきた。

今年度は、昨年度まで行ってきた業務相談会等の枠組みを通じて、より市民に成果を実感いただくよう手続きのオンライン化を含めた検討・取組を進めていく必要がある。

そのため、当該事業者を指名して特名随意契約を締結する。

7 問合わせ先

課名： 業務改革推進課 内線： 2167

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 KS06-03
- 2 案件名 RPA 開発支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 契約の日から
令和 7 年（2025 年）3 月 31 日（月）まで
- 5 契約相手方
住所： 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 ポートシティ竹芝オフィスタワー
社名： ソフトバンク株式会社

6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

（指定理由）

RPA に関連する業務については、事業者により、令和 3 年度（2021 年度）に RPA のバージョンアップに伴うマイグレーション（移管作業）を行い、既存の RPA が適正に稼働する環境を構築した。さらに令和 4 年度（2022 年度）以降に RPA の新規開発を行っている。今後は、これまでに作成した RPA の運用管理が業務の中心を占める。RPA の運用管理については作成した事業者が継続して実施する必要があることから、当該事業者と契約を行うものである。

7 問合わせ先

課名： 業務改革推進課 内線： 2167

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 7 5
- 2 案件名 新パソコン用庁内無線 LAN 証明書作成業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和 6 年 (2 0 2 4 年) 1 0 月 3 1 日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
当該契約で作成する証明書は上記契約相手方が保守運用を行っている無線 LAN の証明書サーバで作成するものであるため、他の事業者による作業ができません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4 7 0 6

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 8 1
- 2 案件名 ENS バージョンアップ業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和6年（2024年）9月30日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
当該契約でバージョンアップを行う ENS については、上記契約相手方が管理サーバ等の機器及びソフトウェアの保守運用を行っているシステムであるため、他の事業者による作業ができません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4706

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 8 4
- 2 案件名 自治体情報システム標準化共通機能導入業務委託
(ガバメントクラウド接続回線)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 ~
令和7年(2025年)1月31日
- 5 契約相手方
住所 大阪府大阪市北区堂島浜1-2-1 新ダイビル
社名 株式会社日立システムズ 関西支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該業務委託について、上記契約相手方は、公募型プロポーザル審査会において、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定及び宝塚市契約規則第20条第1項ただし書の規定により、特名随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4703

特名随意契約の理由書

1 案件番号 T 7 - 5

2 案件名 都市計画基本図部分更新等業務委託

3 案件場所 宝塚市東洋町地内

4 契約期間 契約の日～
令和7年（2025年）3月31日

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区加納町4-4-17

社名： 国際航業株式会社兵庫支店

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き該当

(指定理由)

都市計画支援システムは、令和元年度事業である都市計画基本図更新等業務委託で整備したもので、市が保有している都市計画の地形図及び都市計画情報の閲覧、検索、印刷、修正及び加工が可能なシステムで、都市計画業務の効率化・合理化を図るための都市計画業務支援システムと来庁者が利用できる窓口支援システムからなるものであります。

都市計画基本図更新等業務委託の受託者である国際航業株式会社が、本市の使用形態に対応できるよう仕様に変更を加えて納入しており、そのシステムにも国際航業株式会社の著作権が及びます。

今回、安倉上池地区土地区画整理事業に伴い、地形図の更新及システムデータセットを行うとともに、本市が別途調達する機器に対して都市計画支援システムを再セットアップするものです。

以上のことから、当該業務を行える者は、これを構築した国際航業株式会社だけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定等により当該業者へ委託をするものであります。

7 問合わせ先

課名：都市計画課

内線：2393

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 市整修－2
- 2 案件名 シネ・ピピア音響機器更新修繕
- 3 設置場所 宝塚市売布2丁目地内
- 4 契約期間 契約日～令和7年（2025年）2月28日

5 契約相手方

住所：大阪市天王寺区上汐4-5-20
社名：株式会社 映像機器システム社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

音響機器は、デジタル映写機など映画館内の機器と連携しており、更新の際には、これらの機器との調整作業が必要であり、受託者は館内の配線等の構成に精通していることが必要である。

また、映画館は配給会社と上映作品毎に確実に上映する条件で契約を行っているため、万が一にも機器トラブルを起こさせない環境の整備が必要であり、仮に不具合が発生した際には責任の所在を明確にし、トラブルに迅速に対応できる環境が必要である。

上記相手方は、音響機器と密に連携するデジタル映写機の設置者であり、機器のメンテナンスや音響の調整等を行っていることから、映画館内の設備状況に精通し迅速かつ効率的に業務の実施ができ、万が一の不具合発生を防ぎ、配給会社との契約を履行する上で、他に適切な事業者は想定できないため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定及び宝塚市契約規則第20条第1項ただし書の規定により、特名随意契約を行う。

7 問合わせ先

課名： 市街地整備課

内線：2325

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障修－1
- 2 案件名 市立安倉西身体障碍(がい)者支援センター小荷物専用昇降機設備修繕
- 3 案件場所 宝塚市安倉西2丁目 地内
- 4 契約期間 契約締結日から
令和7年(2025年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪府茨木市庄1丁目28番10号
社名：フジテック株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第__2__号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
既存昇降機のリニューアル修繕であるため既設の設備等と密接不可分の関係
にあり、既存設備施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用におい
て、責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生ずるため。
- 7 問合わせ先 課名：障碍^{がい}福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－6
- 2 案件名 定額減税を補足する給付金（調整給付金）に係る支給案内文書
・支給要件確認書印字及び封入封緘委託業務
- 3 納品場所 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所
- 4 履行期間 契約日 ～ 令和6年（2024年）7月29日（月）まで
- 5 契約相手方 住所：西宮市津門稻荷町11番12号
社名：塚田印刷株式会社

6 指定理由 （根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

（指定理由）

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）により、物価高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯（すでに令和5年度に同様の給付金の支給対象となった世帯を除く）に対して1世帯当たり10万円の支給を行い、同時に同世帯で扶養されている18歳以下の子どもに対し、1人当たり5万円を加算して支給します。また、今夏に実施される定額減税において、減税しきれない方に対して、住民税・所得税の減税可能額に満たない額を調整給付として支給します。これらの給付金は、国から迅速な給付を行うよう求められており、早急に事業者を決める必要があります。

また、今回の給付事業は昨年から実施している令和5年度住民税非課税世帯への給付金（7万円）、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金（10万円）、子ども加算給付金（対象児童1人あたり5万円）からの一連の給付事業であり、当該事業者は、例え短い納期であっても納品可能な実績があることから、同事業者に発注することで、納期面でも効率的な運用が可能であると考えられる。

7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子ア委-23
- 2 案件名 夏季臨時放課後児童クラブ運営業務委託
- 3 案件場所 宝塚市美座1丁目1-20
- 4 契約期間 令和6年(2024年)7月1日 から
令和6年(2024年)8月31日まで
- 5 契約相手方
住所：大阪市北区堂島1-5-17 堂島グランドビル8階
社名：株式会社 セリオ
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本案件は待機児童対策として、緊急的に夏休み限定の放課後児童クラブ
を新たに宝塚中学校に設立しその運営を委託するものである。
時間的な制約等から入札を行うことが困難であるため、近隣自治体で放
課後児童クラブの運営実績のある当該企業と業務委託契約を行うものであ
る。
- 7 問合わせ先
課名：アフタースクール課 中戸 内線：2066

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 一斉清掃用ごみ袋

3 案件場所 本庁及び市営火葬場倉庫

4 契約期間 契約日 から 令和6年(2024年)9月30日

5 契約相手方

住所： 茨木市大字泉原 1214

社名： 株式会社 いずみ商事

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本件につきまして、令和6年(2024年)7月4日開札の指名競争入札に付しましたが、応札者が1社のため取止めとなりました。

一斉清掃の日程はすでに決定しており、市内各自治会へのごみ袋の配布時期の変更はできません。納期を考慮すると入札を再度実施する時間的余裕がないため、競争入札にて唯一応札した上記業者と特名随意契約を行います。

7 問合わせ先

課名： 環境エネルギー課

内線： 2403

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 泉源地 除鉄装置脚部補強修繕

3 案件場所 宝塚市武庫山2丁目地内

4 契約期間 契約の日から令和6年(2024年)8月31日(土)まで

5 契約相手方

住所：大阪市淀川区西中島5丁目14番5号

社名：ドリコ株式会社 大阪支店

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

泉源地に設置されている除鉄装置(金泉から鉄分を除去して銀泉を精製する装置)が経年による発錆や腐食で脚部の劣化が進行しており、倒壊の危険性が高くなっている。当該装置は銀泉を精製するうえで欠かせない重要な基幹であり、温泉供給停止となれば各温泉利用施設の運営に甚大な影響を及ぼすため、今回の修繕を実施するものである。

除鉄装置は24時間稼働しているが、当該装置の施工業者以外の者が本件修繕工事の受託をした場合、除鉄装置の倒壊など不測の事態への対応に不安があり、また、装置の構造等を詳細に把握していないために、装置を稼働させながら修繕を実施することが困難である。温泉を供給している先の施設やホテルの営業・運営に支障を及ぼさず修繕を完了させる施工業者は当該装置の設置をした者しか想定しえないため、本件の契約は上記相手方とする。

7. 問い合わせ先

課名：観光にぎわい課 内線：2627

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 T 3 4 - 1 0
- 2 委託名 兵庫県・宝塚観賞植物品評会事業委託
- 3 委託場所 宝塚市山本東3丁目外地内
- 4 契約期間 令和6年(2024年) 7月22日 ~
令和6年(2024年) 10月15日

5 契約相手方

住所：宝塚市東洋町1番1号

社名：宝塚市花き園芸協会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

兵庫県・宝塚観賞植物品評会事業は、宝塚市の地場産業である花き園芸のPRと園芸農家の生産意欲・技術の向上を目的として実施している。

宝塚市花き園芸協会は、市内中の花き・植木に関する高度な専門技術をもった会員が在籍している市内最大の植木生産者団体であり、協会の協力(展示品の出品等)を得て効果的で円滑な運営ができる。

以上のことから、当該事業を円滑に遂行できるのは宝塚市花き園芸協会のみであるため、特名随意契約を行うものである。

7 問合わせ先

課名：農の魅力創造課

内線：2415

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 なし
- 2 案件名 水槽付消防ポンプ自動車 (29-ST) エンジンオーバーホール修理一式
- 3 履行場所 宝塚市伊子志3丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和6年(2024年)9月30日
- 5 契約相手方
住所：神戸市東灘区向洋町西5-1-1
社名：神戸日野自動車株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
本車両は、エンジンのオーバーヒートによりガスケット及びシリンダーヘッドが熱損傷し、冷却水の吹き返しが発生しているため、エンジンのオーバーホールが必要となったもの。
エンジンは車体製造業者ごとに製作されており、オーバーホールは作業内容として高い精度が求められるため、製造業者以外では修理が困難なものです。
上記の業者については、本車両の製造業者であることから、修理において実績があり、機器を熟知し、部品の調達も早く、整備に要する期間も最短と考えられます。
また、本車両は、各種災害時、最初に出動する重要な緊急車両であり、早期の修理が必要であるため、上記の業者と随意契約を行うものです。
- 7 問合わせ先
課名：消防本部警防課 内線：71-2302

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－162
- 2 案件名 養護学校スクールバス運行管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和7年（2025年）7月31日まで
- 5 契約相手方
住所： 姫路市花田町一本末字牛塚1－1
社名： 神姫トラストホープ株式会社
- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

（指定理由）

当該案件は市立養護学校に通う生徒の通学時や校外学習などの送迎を行うものである。令和6年（2024年）6月10日開札の指名競争入札に付しましたが、結果は応札者が1者のみでその他辞退もしくは不参加であったため不調となった。

本件は2学期より運行を開始する必要があるため再度競争入札を行う時間の余裕がなく、急を要するものであることから現在スクールバス運行管理業務委託契約者である上記業者と特名随意契約を行う。

7. 問合わせ先

課名：教育企画課
内線：2175

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝教委学給第 517 号
- 2 案件名 山手台小学校 学校給食用昇降機修繕
- 3 案件場所 宝塚市山手台西 1 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から
令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9
社名： 有限会社ダイキンエレベーター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
当該昇降機について、老朽化が進んでおり故障した場合、学校給食の提供を中止するだけでなく、給食調理員の死亡事故にも繋がりがねないため、施設保全の観点から修繕を行うものです。
上記業者は当該昇降機の製造メーカーであり、かつ平成 30 年から令和 5 年まで学校給食用昇降機の保守点検業務を請け負っていた。そのことから現在の昇降機の状態を熟知しており、自社製品ゆえ効率的かつ安全に修繕が行えることから、当該業者と随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名： 学事課 内線： 2178

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝教委学給第 519 号
- 2 案件名 山手台中学校 学校給食用昇降機修繕
- 3 案件場所 宝塚市山手台西 1 丁目 地内
- 4 契約期間 契約日から
令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9
社名： 有限会社ダイキンエレベーター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
当該昇降機について、老朽化が進んでおり故障した場合、学校給食の提供を中止するだけでなく、給食調理員の死亡事故にも繋がりがねないため、施設保全の観点から修繕を行うものです。
上記業者は当該昇降機の製造メーカーであり、かつ平成 30 年から令和 5 年まで学校給食用昇降機の保守点検業務を請け負っていた。そのことから現在の昇降機の状態を熟知しており、自社製品ゆえ効率的かつ安全に修繕が行えることから、当該業者と随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名： 学事課 内線： 2178

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝教委学事第 528 号
- 2 案件名 長尾中学校 学校給食用昇降機修繕
- 3 案件場所 宝塚市長尾町 地内
- 4 契約期間 契約日から
令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで
- 5 契約相手方
住所： 大阪市東淀川区相川 2-20-9
社名： 有限会社ダイキンエレベーター
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)
当該昇降機について、老朽化が進んでおり故障した場合、学校給食の提供を中止するだけでなく、給食調理員の死亡事故にも繋がりにかねないため、施設保全の観点から修繕を行うものです。
上記業者は当該昇降機の製造メーカーであり、かつ平成 30 年から令和 5 年まで学校給食用昇降機の保守点検業務を請け負っていた。そのことから現在の昇降機の状態を熟知しており、自社製品ゆえに効率的かつ安全に修繕が行えることから、当該業者と随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先
課名： 学事課 内線： 2178